

創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方に関する 改訂意匠審査基準案の要点（案）

I 意匠審査基準改訂の方向性

前回の意匠審査基準ワーキンググループ（2018年9月3日開催 第12回）においては、創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方について検討を行った。以下の各論点について検討を行い、対応の方向性をそれぞれ以下のとおりとすることとなった。

1. 各検討事項と対応の方向性

- （1）底面や背面等、出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合の考え方（意匠法施行規則様式第6備考8関連）
 - ・ 出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合、開示された範囲を現行の部分意匠制度における「意匠登録を受けようとする部分」と捉え、開示されていない範囲をその他の部分と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合は、意匠が具体的なものであると判断する。
 - ・ ただし、意匠が具体的なものであると判断するのは、①意匠登録を受けようとする部分の用途と機能、及び物品全体の形態における位置・大きさ・範囲、②意匠登録を受けようとする部分の具体的な形態、③意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界の全てが明確である場合のみ。
- （2）意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示がなされていない場合の考え方（意匠法施行規則様式第6備考11関連）
 - ・ 意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示がなされていない場合であっても意匠登録を受けようとする部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲について、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断したときに、合理的に導き出すことができる場合は、意匠が具体的なものであると判断する。
- （3）六面図等に意匠を構成する物品以外の物品を表した場合の考え方（意匠法施行規則様式第6備考7関連）
 - ・ 意匠登録を受けようとする物品以外のものについては、説明がある場合、又は破線で描いた場合のみ六面図等に表すことを可能とする。
- （4）中間省略を行う際の図示方法（意匠法施行規則様式第6備考13関連）

- ・ 2本の平行な一点鎖線により切断するように描かれたものでなくとも、中間を省略する図法であることが明らかである場合は、方式要件及び意匠が具体的であることの要件のいずれも満たしているものとして扱う。

2. 願書の記載に関する論点

(5) 図面上中間省略を行った場合の願書の記載事項（意匠法施行規則様式第6備考13関連）

- ・ 中間省略についての意匠の説明が記載されていない場合でも、開示された部分の形態について意匠登録を受けようとする部分意匠として当該出願の意匠を明確に認定できる場合には、意匠が具体的なものと扱う
- ・ 意匠の骨格となる構成（プロポーション）が不明確となる場合や、当該部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲が不明となる場合は、意匠が具体的でないものと判断

(6) 部分意匠に関する検討事項

① 「部分意匠」の欄（意匠法施行規則様式第2備考8関連）

- ・ 願書の部分意匠の欄の記載を一律不要とし、審査官も部分意匠である旨の情報の付与を行わない。なお、部分意匠の欄を不要とした後についても、部分意匠の検索を可能とする手段を講じる。

② 部分意匠に関する意匠法第9条（先願）の規定の判断

- ・ 部分意匠の欄を記載要件としないことと合わせて、現行の全体意匠同士又は部分意匠同士の場合のみ先願の規定の判断を行う運用を見直し、全体意匠と部分意匠の間でも先願の規定の判断を行う。

II 主な改訂点

上記Ⅰの検討の結果を踏まえ、以下の方向で意匠審査基準の改訂を行ってはどうか。

1. 意匠の認定の基本的な考え方の明示

(1) 願書において開示された範囲に基づき意匠を認定すること、形態の開示されていない範囲（他の図と同一又は対称の説明記載により図示を省略した場合を除く）については意匠登録を受けようとする部分以外の部分（以下、「その他の部分」）として扱うこと。

- ・ 第1部第2章本文
- ・ 21. 1. 1
- ・ 21. 1. 2

記載例： 第1部第2章本文

第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定

(略)

したがって、どのような意匠について意匠登録を受けようとするのかは、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容から定められるものであって、開示されていない範囲の形態（他の図と同一又は対称の説明記載により図示省略された形態を除く。）については、意匠登録を受けようとする部分の形態として取り扱わない。

(略)

(2) 部分意匠について、①意匠登録を受けようとする部分の形態、②意匠登録を受けようとする部分の物品全体における位置、大きさ、範囲、及び、③意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界、の全てが明確であることを要すること。

- ・ 7 1. 2. 2 (4)
- ・ 7 1. 4. 1. 2
- ・ 7 4. 2. 1 (4) ①
- ・ 1 1 3. 1. 3. 1. 2 (2) ⑤
- ・ 1 1 3. 1. 3. 1. 2 (2) ⑧※削除し⑤に統合

記載例： 7 1. 2. 2 (4)

(4) 部分意匠の開示の程度

部分意匠の意匠登録出願については、「意匠登録を受けようとする部分」の形態、「意匠登録を受けようとする部分」が物品全体の中で占める位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確でなければならない、また、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品並びに意匠登録を受けようとする部分の機能及び用途を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも明確に表されていない場合ならない。(下記 71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」 (2)「意匠が具体的なものと認められない場合の例」⑤参照)

~~部分意匠の意匠登録出願については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも明確に表されていない場合~~(下記 71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」 (2)「意匠が具体的なものと認められない場合の例」⑤参照)

2. 出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合の考え方（前回資料3 9～11ページ）

（1）物品全体の形態が開示されていない場合は、開示された部分についての部分意匠として取り扱うこと。

- ・ 21. 1. 2 本文
- ・ 21. 1. 2 (1) ⑩ (iii)
- ・ 74. 2. 1 (4) ③ (iv)
- ・ 71. 4. 1. 2 ③

記載例： 21. 1. 2 及び 71. 4. 1. 2 (1)

21.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能

②意匠登録を受けようとする意匠に係る物品の形態

ただし、意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、美的創作として出願された意匠の内容について、具体的な一の意匠としてに導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の内容を特定する上で必要なものが表されていれば十分であり、また、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

意匠に係る物品全体の形態が図面に表されていない場合は、図面において開示されていない範囲の形態（規則に従い省略した場合を除く）については意匠登録を受けようとする部分として取り扱わず、図面において表された部分についての部分意匠として取り扱う（具体的な取り扱いについては第7部第1章参照）。換言すれば、例えばまた、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。

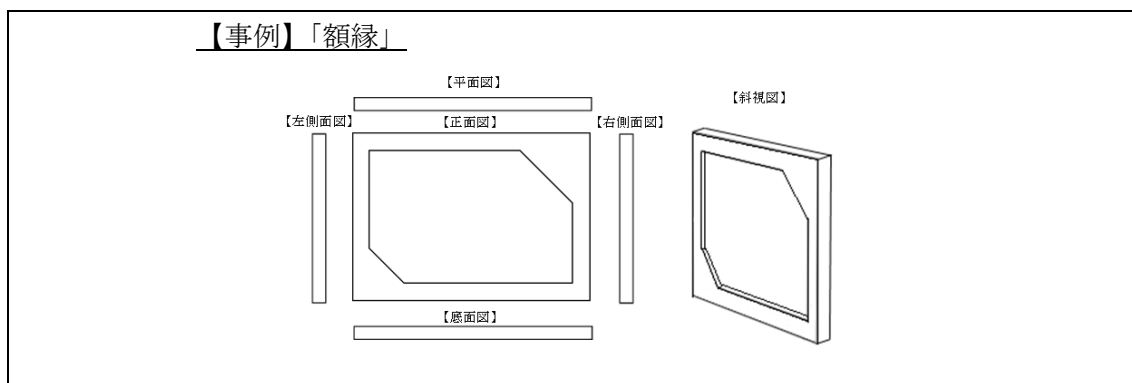
（中略）

71.4.1.2 意匠が具体的なものであること

（中略）

（1）意匠が具体的なものと認められる場合の例

④願書に添付された図面等に、意匠登録を受けようとする物品の一部のみが表されており、他の図と同一又は対称であることを理由に省略する旨の記載のない場合であって、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、意匠登録を受けようとする部分の形態、物品全体に占める位置、大きさ、範囲並びに「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確な場合



(2) 図面において、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」とを含む場合は描き分けなければならないこと。

- ・ 7 1. 2. 1 (2)
- ・ 7 1. 2. 2 (3)
- ・ 7 1. 3 (4) ①

記載例： 7 1. 2. 1 (2)

(2-3) 「意匠の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第6備考11は、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」とを含む物品の部分について意匠登録を受けようとする場合には、一組の図面において、意匠に係る物品のうち、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつその特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載する旨規定している。

したがって、部分意匠の意匠登録出願においては、一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」をどのようにして特定したか、その方法が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていなければならない。ただし、図面の記載のみで「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を明確に特定できる場合は、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法が記載されていなくてもよい。

したがってなお、願書の「意匠の説明」の欄の記載のみで意匠登録を受けようとする部分を特定することは認められない。

3. 意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示がなされていない場合の考え方 (前回資料3 12、13ページ)

(1) 図面において、その他の部分を含む意匠全体の形態を示さなければならない旨の削除。

- ・ 7 1. 4. 1. 2

記載例： 71.4.1.2

71.4.1.2 意匠が具体的なものであること

(略)

③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

ただし、「その他の部分」全体が示されていない場合であっても、物品の特性に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、具体的な意匠と認められる。

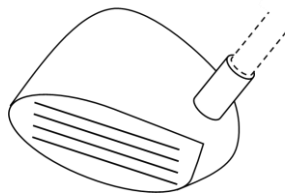
(中略)

(1) 意匠が具体的なものと認められる場合の例

(中略)

⑤「その他の部分」全体が一部しか示されていない場合であっても、物品の特性に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合

事例：意匠に係る物品「ゴルフクラブ」



※説明の都合上、その他の図は省略した。

(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

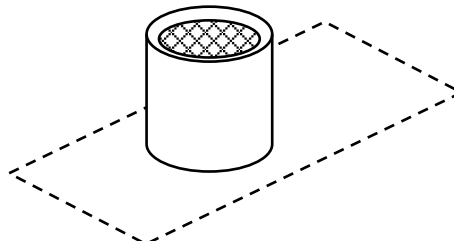
(中略)

④「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を特定できない場合

「その他の部分」の全体の形態が表されていない場合

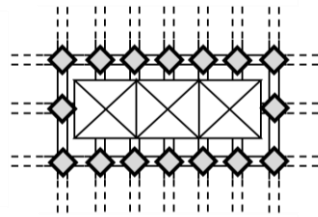
(i)「その他」の部分が開示されておらず、物品の特性に照らしても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができない場合

【事例1】「加湿器」



※この例では、蒸気吹き出し口近傍部のみが表されているが、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定することができない

【事例 2】「ガーデンフェンス」



※この例では、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定することができない

4. 説明のみによる形態の特定禁止

(1) 願書の意匠の説明の欄等、説明の記載のみで形状を特定することは禁止すること

- ・ 7 1. 2. 1 (2)
- ・ 7 1. 2. 2 (3)
- ・ 7 1. 3 (4) ②

記載例： 7 1. 2. 2 (3)

(3) 「意匠登録を受けようとする部分」の特定
(略)

図面において、「意匠登録を受けようとする部分」に加え「その他の部分」を表す場合は、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により「意匠登録を受けようとする部分」を特定しなければならない。

したがって、「意匠登録を受けようとする部分」を、図示なく説明の記載のみで特定することや、断面図、使用状態を示す参考図等のみで特定することは認められない。

立体的なものについて部分意匠の意匠登録出願をする場合は、意匠法施行規則様式第6備考1-1の規定によれば、意匠法施行規則様式第6備考8に規定される一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により「意匠登録を受けようとする部分」が特定されていなければならない。

したがって、「意匠登録を受けようとする部分」を、例えば、断面図、斜視図、使用状態を示す参考図等において特定することは認められない。

(略)

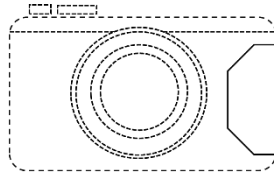
5. 製品全体の部分意匠か部品に意匠登録を受けようとする物品以外の製品全体を記載したものか特定できない場合の取り扱い

・ 2 1 . 1 . 2 (1) ②

記載例： 2 1 . 1 . 1 2 (1) ②

② 出願に係る意匠が、部分意匠であるのか、部品の意匠であるかが不明である場合。

【事例】 Grip Part of Camera



グリップパーツの部品意匠であるのか、カメラのグリップ部の部分意匠であるのか不明確。

6. 意匠登録を受けようとする部分を特定する記載を削除する補正についての扱い

・ 7 1 . 1 0 . 3 (2)

記載例： 7 1 . 1 0 . 3 (2)

(2-4) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

~~出願当初に「部分意匠」の欄はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であること図面のみでは意匠登録を受けようとする部分の形態や位置、大きさ、範囲、その他の部分との境界を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除して、当該意匠登録出願が部分意匠であるか、全体意匠の部分意匠であるかを不明確とする補正、又は当該意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」を不明確とする補正は、意匠の要旨を変更するものである。~~

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、図面のみでは意匠登録を受けようとする部分の形態や位置、大きさ、範囲、その他の部分との境界を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除して、当該意匠登録出願が部分意匠であるか、全体意匠であるかを不明確とする補正、又は当該

意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」を不明確とする補正は、意匠の要旨を変更するものである。

7. 六面図等に意匠を構成する物品以外の物品を表した場合の考え方（前回資料 3 14 ページ）

- (1) 意匠を構成する物品とそうでないものを特定するための説明があるか、図において明確に特定できる場合については、意匠登録を受けようとする物品以外のものを図面に記載することを認める。

・ 21. 1. 2 (1) ①9（新設）

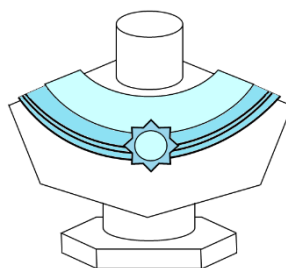
記載例： 21. 1. 2 (1) ①9

①9 図面中（参考図を除く）に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合

図面中（参考図を除く）には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、意匠の説明において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ例外のものを明確に認識できる場合を除く。

意匠登録を受けようとする意匠とその他のものが明確に特定できるものの例

【事例】「首飾り」



【意匠の説明】

白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

意匠登録を受けようとする意匠とその他のものは特定できるが、意匠登録を受けようとする意匠の形態が不明であり、意匠が具体的でないものの例

【事例】「マフラー」



【意匠の説明】

写真中、黒い針金で形成した展示具及びテーブルクロスは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

8. 中間省略を行う際の図示方法、長さの記載（前回資料3 15～17ページ）

- （1）中間省略を行った結果、意匠全体のプロポーシオンを特定できないときは、意匠が具体的でない判断すること。

・ 2 1 . 1 . 2 (1) ⑬

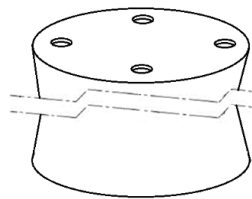
記載例： 2 1 . 1 . 1 2 (1) ⑬

⑬意匠法施行規則様式第6備考13によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合

- （i）何れの部位を省略しているのか不明確である場合が2本の平行な1点鎖線で切断されていない図面
- （ii）省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がなく、意匠登録を受けようとする意匠全体のプロポーシオンを特定できない場合

意匠全体のプロポーシオンを特定できないものの例

【事例】「護岸ブロック」



9. 「部分意匠」の欄（前回資料3 18ページ）

- （1）部分意匠の欄を求める記載の削除

- ・ 7 1 . 2 . 1 (1) ※削除
- ・ 7 1 . 1 0 . 3 ※ (1) 及び (2) を削除
- ・ 7 4 . 2 . 1 (1) ※削除
- ・ 1 1 8 . 1 . 1 . 1 (2) ※なお書き削除
- ・ 1 1 8 . 1 . 9 . 3 (1) ※削除

記載例： 7 1 . 2 . 1 (1) ※削除

71.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

~~（1）「部分意匠」の欄~~

~~部分意匠の意匠登録出願と全体意匠の意匠登録出願とは、意匠登録を受けようとする方法及び対象が異なるものであることから、意匠法施行規則様式第2備考8の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。~~

10. 全体意匠と部分意匠の先後願関係（前回資料3 19ページ）

（1）全体意匠と部分意匠の間にも先願の規定を適用することの記載

・ 61. 1. 1

・ 71. 9

記載例： 61. 1. 1

61.1.1 意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用の対象となる意匠登録出願

意匠法第9条第1項又は第2項の規定は、全体意匠の意匠登録出願同士又は部分意匠の意匠登録出願同士に加え、全体意匠と部分意匠についても、すなわち、意匠登録を受けようとする方法及び対象が同じ意匠登録出願同士においてその適用について判断する。

したがって、例えば、先に部分意匠の意匠登録出願がされ、後日に全体意匠の意匠登録出願が同一又は類似の物品についてされた場合、先願が登録され、後願の全体意匠が先願の部分意匠に類似しているときには、後願の全体意匠に対し意匠法第9条第1項の規定を適用し、同日に同一又は類似の物品について、全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願がされた場合、それらが互いに類似しているときには、意匠法第9条第2項の規定を適用する。

したがって、例えば、先に部分意匠の意匠登録出願がされ、後日に全体意匠の意匠登録出願がされたとき、あるいは同日に全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願がされたときは、仮にそれぞれの意匠登録出願の願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分が同一であっても、全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願とは、いずれの場合も意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用については判断しない。

（2）全体意匠と部分意匠の間に先願の規定を適用する場合の類否判断

・ 71. 9. 2（新設）

記載例： 71. 9. 2

71.9.2 全体意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、部分意匠の意匠に係る物品と全体意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの部分意匠の意匠登録出願は、権利の客体となる意匠に係る物品は「カメラ」であることから、先願の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る先願となる。

部分意匠と全体意匠が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ① 部分意匠の意匠に係る物品と全体意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること
- ② 部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が全体意匠の用途及び機能と同一又は類似であること
- ③ 部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の形態と全体意匠の形態が同一又は類似であること
- ④ 部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、全体に対し当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内の相違であること

なお、上記①ないし④についてすべて同一である場合、両意匠は実質的に同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品と全体意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(2) 用途及び機能の共通点及び差異点の認定

全体意匠の意匠登録出願の意匠に係る物品の用途及び機能と、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能の共通点及び差異点を認定する。

(3) 形態の共通点及び差異点の認定

全体意匠と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」について、それぞれの形態について共通点及び差異点を認定する。

(4) 位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

全体意匠と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

(5) 全体意匠と部分意匠の類否判断

全体意匠と部分意匠との類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の(1)から(3)についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、

- ① 見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。
- ② ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。
- ③ 大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

- ④ 材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。
- ⑤ 色彩のみの違いは、形状又は模様の差異に比してほとんど影響を与えない。
- ⑥ 位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

1 1. 組物の意匠における図面の扱い

- (1) 組物の意匠については、部分意匠が認められないことから、個々の構成物品について全体形状を特定できる必要があること。

記載例： 72. 1. 2 (新設)

72.1.2 組物の意匠に係る部分意匠

意匠法第8条に規定する組物の意匠は、物品の部分に係る意匠を含まないことが意匠法第2条に規定されている。

部分意匠を含む意匠登録出願は、組物の意匠として適法な意匠登録出願とは認められないため、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。ただし、以下のa又はbであって通常は底面を見られることがなく、かつ、底面図がなくとも願書及び図面等の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合は、底面図がなくとも適切な構成物品の開示として扱う。

a 床面や卓上などに置いて使用するもの

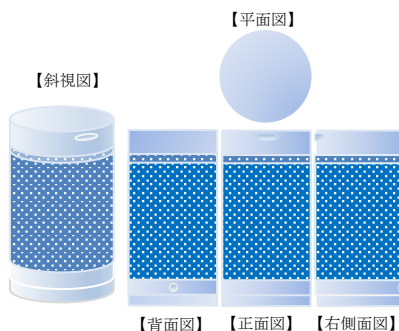
b 車両などの重量物

(注) 床面や卓上などに置いて使用するものとは、使用時に持ち上げることのないものをいう。例えばティーボットのように、持ち上げて使用するものは除く。(参考：平成12年(行ケ)58号「ティーボット」事件)

底面図がなくとも適切な構成物品の開示と認められるものの例

【事例】「一組のスピーカーセット」

構成物品：スピーカー



12. 意匠登録を受けようとする部分以外の部分によって隔てられ、物理的に分離した状態で表された複数の意匠登録を受けようとする部分についての一意匠の範囲についての考え方

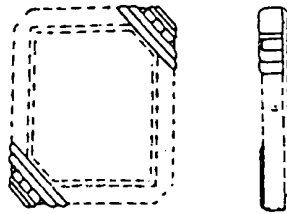
・ 71. 7. 1. 2. 1 (1)

記載例：71. 7. 1. 2. 1 (1)

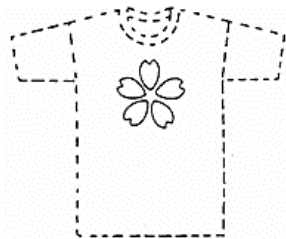
(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例1】「腕時計用側」



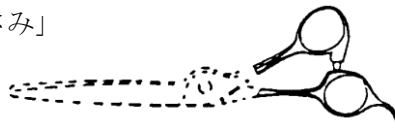
【事例2】「ティーシャツ」



(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例1】「理髪用はさみ」

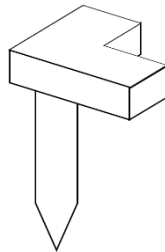


【事例２】「携帯電話」



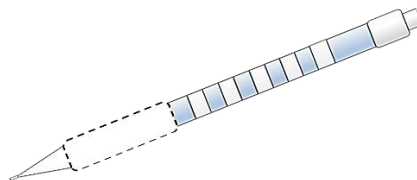
(３) 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合

【事例】「くぎ」



(４) 「その他の部分」が、一の用途及び機能を果たすためのものであるか、又は一の形態的なまとまりを有するものである場合

【事例】「シャープペンシル」



１３．優先権証明書に記載された意匠との同一に関する考え方について、第一国で開示されていない範囲については「その他の部分」と理解し、優先権の認否を判断すること。

- ・ ７ １． １ ３ (５)
- ・ １ ０ １． ３． ３
- ・ １ ０ １． ３． ３． １
- ・ １ ０ １． ３． ３． ２

記載例： 101. 3. 3

101.3.3 優先権証明書の添付図面において意匠登録を受けようとする意匠の物品の全体の形態が表されていない場合について

~~我が国の意匠登録出願においては、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品全体を開示する必要があるが、諸外国においては、願書に添付した図面において意匠登録を受けようとする意匠に係る物品全体を開示する必要がない国等がある。~~

~~このため、優先権証明書に添付の図面において、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品の全体の形態が表されていない場合については、優先権証明書の記載や図面等を総合的に判断して導き出すことのできる、第一国において意匠登録を受けようとする意匠について、我が国において意匠登録を受けようとする意匠とした場合は、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。~~

14. 物品の一部が開示されていない場合の審査の進め方

- ・ 71. 7. 1. 2. 1
- ・ 122. 4. 2 (1)

記載例： 71. 7. 1. 2. 1

(3) 意匠の認定の際の留意事項

本願意匠の認定の際に、願書の記載又は願書に添付した図面等に記載不備を発見した場合は、当該記載不備が具体的な意匠を認定する上で合理的に善解し得るか否かを判断する。(21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照)

なお、意匠に係る物品全体の形態の開示がなされていない場合であっても、開示された範囲について意匠登録を受けようとする部分意匠と捉えることができる。

記載例： 122. 4. 2. (1)

122.4.2 出願人との意思疎通の確保

(1) 審査官は、迅速、的確な審査に資すると認められる場合には、出願人との意思疎通を確保するための補助的な手段として、電話、ファクシミリ、面接等を活用し、出願人に対して丁寧でわかりやすい対応に努める。面接等は『面接ガイドライン【意匠審査編】』に基づいて行い、手続の透明性を確保すべく面接記録又は応対記録を作成する。なお、意匠登録出願に代理人がある場合は、原則として代理人と面接等を行う。

なお、意匠に係る物品全体の形態の開示がなされていない場合に開示された範囲について意匠登録を受けようとする部分意匠と捉えることで、一の意匠の内容が特定できる場合等、特段の拒絶理由に該当しない場合は、開示されていない部分等についての出願人の意図を確認したり、補正を促したりするための応対は行わない。

(以上)